

あなたのまちに 気象防災アドバイザーを

こんな **お悩み** ありませんか？

住民への周知啓発を
もっと充実させたい



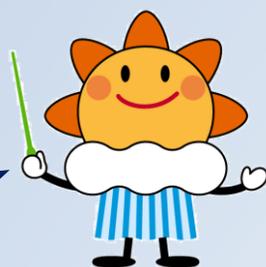
避難情報の発令を
適切にできるか不安

地域に特化した
気象解説を聞きたい

そのお悩み

気象防災アドバイザー

にお任せください



気象防災アドバイザーは、国土交通大臣が委嘱する、気象防災のスペシャリストで、限られた時間の中で予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える人材です。以下は活動内容の一例です。

平時の対応

- 地方公共団体内の研修や訓練の企画・運営を通じた人材育成
- 地域住民を対象とした普及・啓発
- 避難情報発令基準やタイムライン等の防災計画の策定・改善
- 日々の気象解説

など

災害時の対応

- 避難情報発令についての首長への進言（防災情報や河川水位を読み解き、各地区の地形特性を踏まえ、首長に地域防災計画に基づく避難情報発令について進言）
- 気象状況や河川水位に対する危機感、避難場所の開設・閉鎖の見通しについての職員への解説

など

新潟県 三条市



小学校における防災教育

群馬県 前橋市



市民を対象としたワークショップでの解説

群馬県 渋川市



市の防災訓練での解説

地方公共団体における任用までの流れ

下記は任用までの流れの一例です。各地域での実際の手順は、地元気象台とご調整ください。任用に係る具体的な手続きは、各地方公共団体において規定するところに則り行ってください。

事前の相談 任用に向けた 準備・検討	①事前の相談 地元で任用可能なアドバイザーの存否等を管区・地方気象台に事前に相談
	①任用に向けた地方公共団体内での調整 地方公共団体内で予算の確保などアドバイザーの任用に必要な事項を調整
	②求人情報の作成 業務内容、任用形態、待遇等について検討し地方公共団体で求人情報を作成
	③気象台に求人情報を伝達 地元の管区・地方気象台にアドバイザーを募集したい旨を連絡
	④気象台からアドバイザーに求人情報を展開 管区・地方気象台が名簿に登録されている全てのアドバイザーに求人情報を紹介
	⑤求職するアドバイザーからの応募 求職するアドバイザーが気象台を通じて応募
	⑥応募者情報の送付 気象台が応募してきたアドバイザーの情報をとりまとめて地方公共団体に送付
	⑦任用するアドバイザーの選考 地方公共団体が書類や面接により応募者の中から任用するアドバイザーを選考
	⑧選考結果の通知 地方公共団体がアドバイザーに対し選考結果を通知し任用する旨を連絡
アドバイザーの 募集・応募	⑨任用に係る契約の締結 地方公共団体とアドバイザーとの間で任用に係る契約を締結
	任用のための 手続き

気象防災アドバイザーの任用形態の例

例1 年度単位での雇用

会計年度職員等として年度単位で雇用し、防災課等に日常的に勤務（災害発生時には夜間・休日でも原則的に対応）させる。

〈待遇〉月給を支給 など

例2 必要時に登録者を招へい

年度単位でアドバイザーとして登録し、会議や研修がある時、災害発生時に、必要に応じてその都度招へいする。

〈待遇〉稼働日数に応じた謝金 など

例3 単発での依頼

地方公共団体職員向けの研修、地域住民向けの講座などイベントがある際に、単発で講師等を依頼する。

〈待遇〉稼働時間数に応じた謝金 など

気象防災アドバイザーの活用にご関心のある地方公共団体の方は、以下までお気軽にご相談、お問い合わせください。

〈お近くの気象防災アドバイザーの情報について〉

貴団体のエリアを管轄する管区気象台または地方気象台まで

※管轄の気象台の連絡先については、気象庁HP

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/link/link2.html>) をご参照ください。

〈制度全体について〉

気象庁総務部企画課地域防災企画室まで

メール：jma_wxad@met.kishou.go.jp

電話：03-6758-3900（内線2211～2214, 2235）



管轄気象台に
関する情報はこちらから